



職員の懲戒処分を行いました

不適正な事務処理等を行った職員2名の懲戒処分を行いました。

1 処分日

令和3年(2021年)7月5日(月)

2 被処分者・処分内容等

所属部局等	処分内容	処 分 理 由
危機管理部 現地機関 50歳 男性	減給 2/10 2月	建設事務所に勤務していた平成30年度から令和元年度の間、河川占用許可事務等に関し、決裁を受けずに許可証を作成、交付したほか、事務処理を放置する等の不適正な事務処理を行った。
建設部 現地機関 主査 43歳 男性	停職 2月	職員に対し、容姿等に関連するわいせつな言動や身体的接触などのハラスメントを長期にわたって継続的に行った。

総務部コンプライアンス・行政経営課
(課長) 村井 昌久
(担当) 小林 浩行、大日方 明実
電 話 026-235-7029 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2553
F A X 026-235-7030
E-mail comp-gyosei@pref.nagano.lg.jp